本号で公布された法令のあらまし

◇**特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律**（法律第九一号）（厚生労働省）

1　給付金の請求期限

給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならないこととした。（第五条関係）

㈠　平成三〇年一月一五日

㈡　損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を平成三〇年一月一五日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

2　追加給付金の支給対象者

追加給付金の支給対象者を、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であって、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して二〇年以内に新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至ったものとすることとした。（第七条第一項関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法**（法律第九二号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭及び父子家庭の福祉を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

㈠　厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法第一条第一項に規定する基本方針（2において「基本方針」という。）において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとすることとした。（第二条第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこととした。（第二条第二項関係）

㈢　厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第二条第三項関係）

㈣　母子及び寡婦福祉法第一一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画（2において「自立促進計画」という。）を策定する同号に規定する都道府県等は、自立促進計画において、同法第一二条各号に掲げる事項のほか、当該都道府県等の区域における父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとすることとした。（第二条第四項関係）

㈤　㈣の都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこととした。（第二条第五項関係）

㈥　国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上に留意しなければならないこととした。（第三条関係）

3　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

政府は、毎年一回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこととした。（第四条関係）

4　民間事業者に対する協力の要請

国は、1の母子家庭の母が置かれている特別の事情及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとすることとした。（第五条関係）

5　母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

国及び独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（5において「母子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならないこととした。（第六条関係）

6　地方公共団体等の努力

㈠　地方公共団体は、4及び5に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとすることとした。（第七条第一項関係）

㈡　地方独立行政法人は、物品及び役務の調達に当たっては、㈠に基づきその設立に係る地方公共団体が物品及び役務の調達に当たって講ずる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとすることとした。（第七条第二項関係）

7　財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第八条関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二二六号）（経済産業省）

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二四年法律第七六号）の施行期日を平成二四年一一月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を同年九月一五日とすることとした。

◇**災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第二二七号）（経済産業省）

一　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正関係

1　海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の調査に係る制限の見直しに伴い所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が納付すべき石炭経過勘定に係る納付金の納付等について必要な事項を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

3　災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二四年法律第七六号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条、第一一条、第一二条、第一四条及び附則第一条関係）

二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第三条、第九条及び第一六条関係）